

令和6年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和6年8月15日から令和6年8月16日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和6年	財務部 市民税課 収納課	
8月15・16日		R3～R5
〃		R4・R5
以上 2部署		

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務 | 土地、建物及び物品などの管理の状況など |
| (6) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、適正に行われていた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上であり、改善措置を講じることが必要な事項については次のとおりである。
なお、監査時においてその都度指導又は注意した軽微な誤りについては、本報告において記述を省略したが、適正な事務の執行に努めていただきたい。

財務部

○収入及び支出に関する事務

- ・ 令和5年度に送金された現金の取扱いについて、当市とは関係のない現金であるため送金者に返金したが、返金した事実を証する書面を受領していなかった。（収納課）

○契約に関する事務

- ・ 令和4年度軽自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務及び令和5年度確定申告支援システム保守業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。（市民税課）
- ・ 令和5年度公金収納情報処理業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。（収納課）

○補助金等交付事務

- ・ 令和4年度軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金の交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。（収納課）

○公有財産等管理業務

- ・ 令和4年度の郵便切手について、受払簿による管理が適正に行われていなかった。（市民税課）
- ・ 「徴収事務専用市長印」の押印について、弘前市公印規則に定める使用区分に該当しない用途に使用しているものがあつた。（収納課）